
監 査 委 員

元年監査公表第1号

平成30年度に執行した監査の結果（平成30年9月1日から平成30年11月1日までの執行分）に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、京都府教育委員会教育長から通知があったので、次のとおり公表する。

令和元年6月4日

京都府監査委員	井 上	重 典
同	岡 本	和 徳
同	森	敏 行
同	小 林	裕 明

定 期 監 査

監査の結果

【例月出納検査】

教育委員会

特別支援教育課（監査実施年月日：平成30年9

月25日・28日)

(指摘)

報償費等の支給対象者を誤っている事例が認められた。

(措置の内容)

監査終了後、当初の事業から規模や出席者の変更がある場合は、事業担当者から経費支払担当者への連絡を徹底するよう注意喚起を行った。

また、当日の出席者が確認できる出席確認表を元に謝金システムの終了登録を行い、添付書類と突合確認の上、支払いを行うとともに、会議出席者については、会議報告書の供覧時にも照合し、組織的にチェックを行うこととした。